

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第59条第1項の規定による医療機関指定申請等の手続き（訪問看護等）

●自立支援医療指定医療機関

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による自立支援医療の指定医療機関とは、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う医療機関のことをいいます。

申請書の提出をしていただいた訪問看護事業者等につきましては、大阪市社会福祉審議会の意見を聞いたうえで指定を行うこととなります。

●申請書等の提出先

自立支援医療機関の指定を受けようとするときは、次に掲げる必要書類を下記の大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課に提出してください。

●必要書類

- (1) 申請書（様式1－（3））
- (2) (別紙①) 従事する職員の定数（免許証の写しを添付して下さい。）

●指定年月日

原則として、大阪市社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会審査部会で審査し、指定の決定をした日の属する月の翌月初日となります。

●訪問看護指定審査基準

(1) 指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示65号。以下「療担規程」という。）により懇切丁寧な自立支援医療が行えること。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、**※原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。**

また、そのために、必要な職員を配置していること。

※育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護とは、腎臓機能障がいに対する人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法及び小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法については、それらに伴う医療。また、免疫機能障がいに対しては、抗HIV療法、免疫調節療法等HIV感染に対する医療に限って対象となります。

【留意事項】 ※次のような場合には、再度届出が必要となります。

●変更の届出（様式2－（3））

訪問看護ステーション等の名称及び所在地、従事する職員の定数、などに変更があった場合には変更届の提出が必要となります。（法64条）

●指定の辞退（様式3－（3））

自立支援医療指定機関がその指定を辞退するときは、1月以上の予告期間を設けて、辞退届を提出する必要があります。（法65条）

●指定の更新（様式4－（3））

自立支援医療機関の指定は、6年ごとに更新を受けなければその効力を失うため、更新申請書を提出する必要があります。（法60条）

※該当医療機関には、事前に案内文を送付しております。また、「大阪市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指導監査要綱」に基づき、自己点検票（別紙3）の提出が必要となります。

●その他

保険医療機関コードが変更になった場合には、旧医療機関の廃止届（様式5－（3））と新医療機関の新規申請が必要になります。

《書類送付先》及び《問い合わせ先》

〒547-0026 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課

TEL: 6797-6561